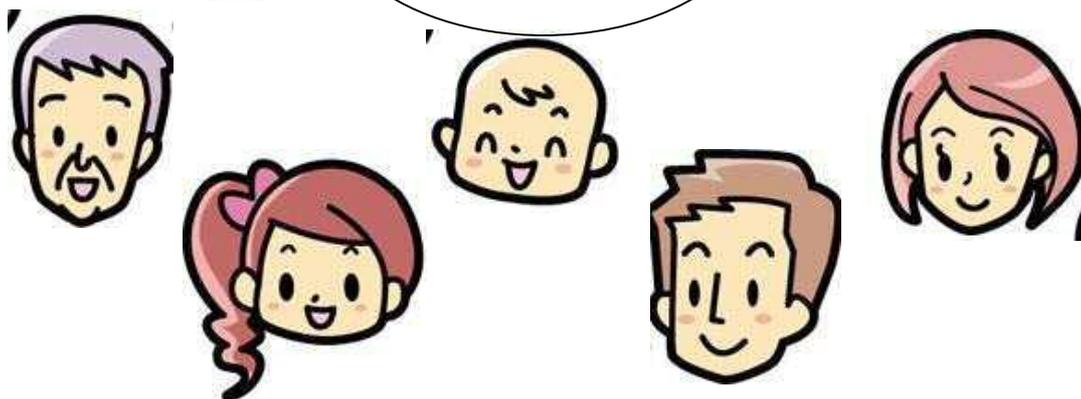




# 尼崎市避難行動要支援者 避難支援指針

(要配慮者 (災害時要援護者) 編) (案)

～支援を必要とする方へ～



平成29年3月  
尼崎市



本指針に関するお問い合わせは、福祉課 (TEL : 06-6489-6348、FAX :  
06-6489-6329、E-MAIL : [ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp)) まで

# 避難行動要支援者避難支援指針【要配慮者(災害時要援護者)編】

## 1 指針の目的

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。また、実際に災害が発生した場合には、行政の対策「公助」には限界があることから、避難行動要支援者またはその家族による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることは先の災害から明らかになっています。そのため、「自助」、「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれ最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めていくことが重要となります。

本指針は、平成25年6月に改正された災害対策基本法により、市町村に作成を義務づけた避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりなどの指針として策定しています。

まずは、自分たちでできる取組み、普段から備え等の対策をお願いします。

## 2 避難行動要支援者名簿について

- (1) 避難行動要支援者名簿は、災害時に避難に時間がかかる人や支援を必要とする人の名簿です。災害時の避難支援や平常時からの避難支援体制づくりに活用します。そのため(避難行動要支援者)本人の同意のもと避難支援に協力いただける皆様に名簿を提供します。
- (2) 提供する名簿には、①「氏名」、②「生年月日」、③「性別」、④「住所」、⑤「電話番号などの連絡先」、⑥「要介護度、障害程度などの支援を必要とする理由」などが掲載されます。
- (3) 名簿の提供先は、①消防機関、②警察、③民生委員、④社会福祉協議会、⑤自主防災組織、⑥その他避難支援等の実施に携わる関係者(町会や自治会等の避難支援に協力いただける方)です。

## 3 自助・共助・公助の役割について

① 自助	<b>自分の身は自分で守ることを基本</b> とし、自らの確な防災行動の実施に努めます。
② 共助	<b>自分たちの住んでいる地域は自分たちで守ることを基本</b> とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上を図ることに努めます。
③ 公助	<b>避難行動要支援者の避難支援活動の促進を基本</b> とし、防災情報の伝達・共有を迅速かつ確実に図れる体制を整える。



## <要配慮者(災害時要援護者)の役割>

主体	平常時	避難行動時	避難後
要配慮者 (災害時要援護者) 本人・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害に備えた事前の話し合い</li> <li>○自らの避難計画(マイ避難プラン)の作成</li> <li>○命を守るための個人情報の発信(町会等への提供・避難行動要支援者名簿への登録)</li> <li>○行事に参加するなど地域との関係の維持</li> <li>○当事者団体や支援者グループとの関係構築</li> <li>○非常持出し品等を備える</li> <li>○薬剤・器材等の備蓄</li> <li>○避難訓練への積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入手しにくい薬剤・器材等を持ち出す</li> <li>○かかりつけ医・利用している介護サービス等の情報を携帯</li> <li>○自主防災組織や避難支援者に自ら連絡をとって避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所管理者等にニーズを的確に伝える。</li> </ul>

※要配慮者(災害時要援護者)とは、防災上の配慮を必要とする「高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他特に配慮を要する者」です。

### 4 要配慮者(災害時要援護者)支援に向けた基本的な考え方

避難支援の主な内容は、①安否確認 ②救出・救助 ③避難誘導等 です。



※要配慮者(災害時要援護者)を必ず助けられることを保証する取組みではありません。また、支援はあくまで日頃の近隣との交流(地域コミュニケーション)に基づき、善意により行われるものであり、支援者は自分の安全、家族の安全を確保することが最優先されるものであり、災害発生時において支援ができなくても、責任を負うものではありません。

#### お問い合わせ先

健康福祉局 福祉部 福祉課 (TEL)06-6489-6348 (FAX)06-6489-6329

危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課 (TEL)06-6489-6165

## ◎要配慮者(災害時要援護者)の取組み

### (平常時の備えと災害時の対応)

災害発生時に身の安全を確保し、被害を最小限にするために、次のような取組みのうち自分でできる災害への備えに努めましょう。

#### ① 身近な人とのコミュニケーション

- ・日頃から、隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などにも積極的に参加し、自分のことをよく知ってもらうことが大切です。

**【特に要配慮者(災害時要援護者)のうち、自ら避難することが困難で支援を必要とする避難行動要支援者の方は、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援関係者等への個人情報提供について同意していただき、積極的に取組むことが大切です。】**

#### ② 必需品、生活用品の確保

- ・自身の状況に応じて必要な医薬品、医療器具、食料・水などの生活用品等を準備しておきます。特殊な医薬品・医療器具を使用している場合はおおむね1週間分の確保をしておきましょう。
- ・災害時に自らの所在等を知らせるため笛やヘルプキット(※)等を用意しておきましょう。

※ヘルプキットとは、連絡先や持病などを記入する連絡票や保管用容器等のこと。

(65歳以上の希望者に配布しています。)

非常持ち出し品(リュックサックなどに持ち出せるよう準備しておきましょう)

1 通帳 	2 現金 	3 免許証などのコピー 	4 非常食 
5 水 	6 衣類・タオル 	7 救急用品 	11 その他必要なもの     
8 おむつなど衛生用品 	9 ラジオ・懐中電灯靴・笛 	10 防災ブック 	

※家族構成によって必要なものが異なりますので、その他必要なものを記入しましょう(例:常備薬、粉ミルクなど)

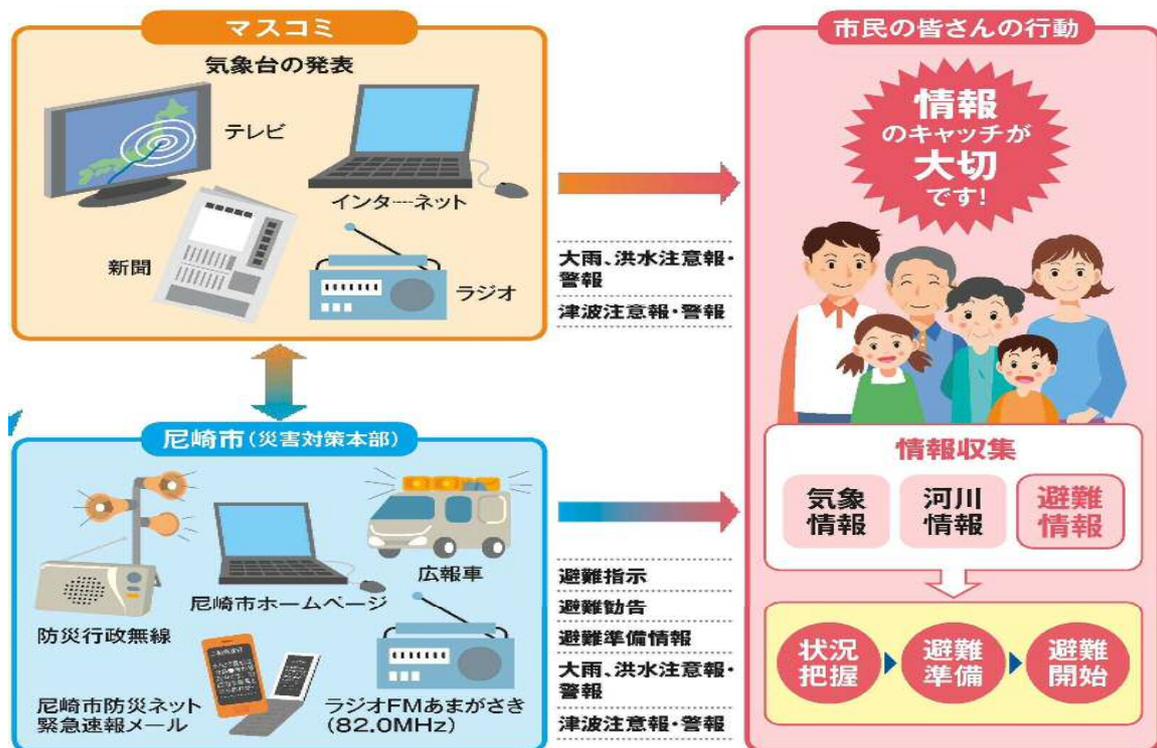
**非常備蓄品**

救援活動が受けられるまで自活するための備蓄品です。  
家族が1週間程度過ごすために必要な量が目安です。



### ③ 災害情報の入手手段等の確認

- ・日頃から、地震、大雨・洪水などの災害情報の入手方法について、「尼崎市防災ネット」(Eメール)、SNS、テレビ、ラジオ、インターネット、FAX等、自身の状況に応じた可能な方法を確認し必要な機器の準備に努めましょう。特に停電時には、電池で動くラジオなどが有効ですので、備えておきましょう。
- ・市(災害対策本部)から防災行政無線の屋外拡声器や広報車等で災害情報をお知らせしますので、災害時には落ち着いて行動ができるように日頃から備えておきましょう。
- ・各種団体が発信するネットワークの活用等、自らの安全に適した情報の入手方法を把握しておきましょう。



### 尼崎市が発令する避難情報

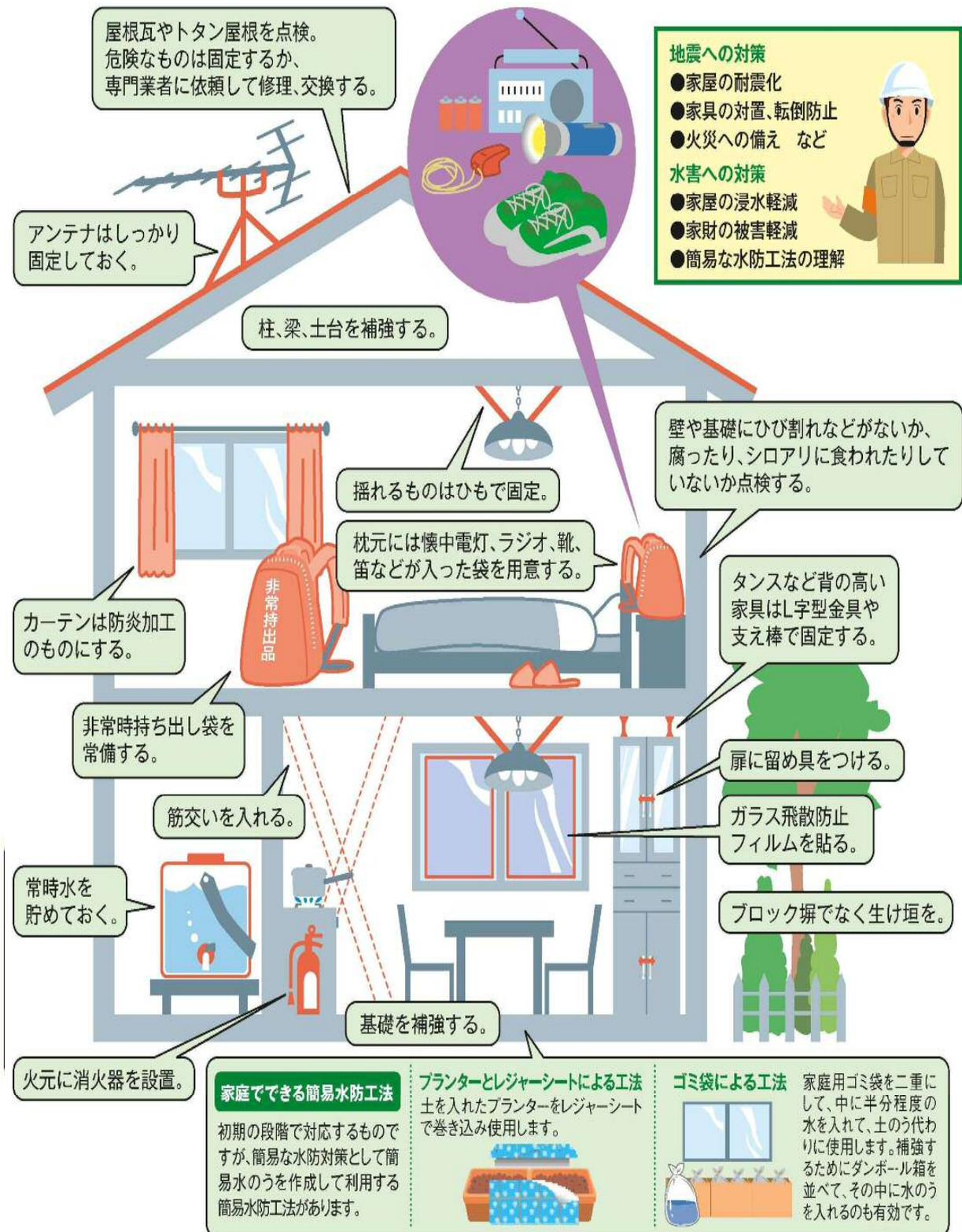
市は、災害の恐れがあり避難が必要と判断した場合は、3段階の避難情報を発令し、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール等を通じて市民の皆さんに伝達します。  
 避難情報が発令される前でも、自主的に判断し、早めの避難を心がけましょう。

	種類	状況	皆さんがとるべき行動
↑ 高 危険度 ↓ 低	避難指示 (緊急)	切迫した状況であり、災害による人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状態、または人的被害が発生した状態。	災害種別ごとの避難場所等へただちに避難してください。
	避難勧告	災害による人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態。	災害種別ごとの避難場所等へ避難行動を開始してください。
	避難準備・高齢者等避難開始	災害による人的被害の発生する可能性が高まってきている状態。	高齢者、子ども、障害がある方など、避難に時間を要する方は、早めに自主的な避難行動を開始してください。

#### ④ 家屋の安全確保

・家具の固定等、家屋の安全対策(耐震調査や耐震化)を行います。自分自身や家族で作業が困難な場合は、隣近所へ協力を依頼しましょう。

**日頃から安全対策を実施しましょう** 家の中や、周辺を確認し、事前の対策を行いましょう。



## ⑤ 災害発生時の状況の想定、必要な支援内容等の発信

- ・「尼崎市防災ブック」等の防災関連の啓発資料などを参考に災害発生時の状況をイメージできるように努めましょう。
- ・災害時の避難場所などを想定し、利用している介護等事業者や当事者団体へ知らせておくように努めましょう。
- ・「自分でできること」「自分だけではできないこと」を明らかにして、地域に自分の情報を発信することで、いざという時に助けてもらえる環境づくりとして、「高齢者等見守り安心事業」に積極的に登録するように努めましょう。なお、「高齢者等見守り安心事業」を実施していない地域もあることから、その他の地域団体(町会・自治会等)や隣近所の方と普段の近所付き合いの中で、災害時等の協力関係の構築に努めましょう。

## ⑥ 災害時の対応

- ・ひとりで避難が困難な場合等は、笛を吹く等、自らの所在を周囲へ知らせるよう努めましょう。
- ・災害時には、自らの知識や経験に基づいて、同じ立場の被災者に対してできることがあれば積極的に協力するよう努めましょう。
- ・災害の状況によっては、避難を支援する方が被災している可能性もあり、必ず支援を受けられるとは限りません。災害発生時において支援者が不在の際には自分に必要な支援内容がわかるようにしておきましょう。

## 緊急時連絡先

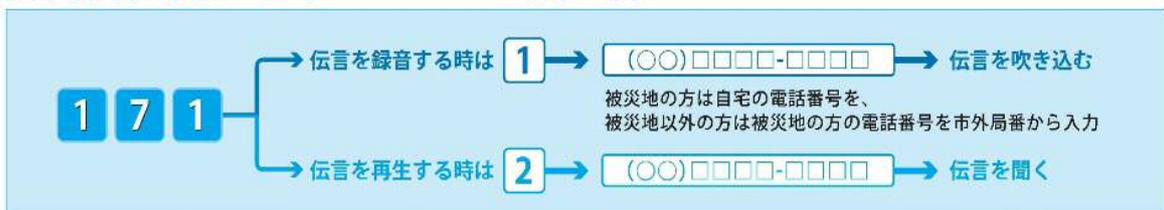
事故 110番

火災・救急 119番

電話の故障 113番

尼崎市役所	電話番号：06-6375-5639(昼間) 06-6489-6900(夜間等)	ファックス番号：06-6375-5625
電気の不具合	関西電力(株) 電話番号：0800-777-8043	ファックス番号：06-7509-0120
ガスの不具合	大阪ガス(株) ガスもれ通報専用…電話番号：0120-7-19424 お客さまセンター…電話番号：0120-7-94817	ファックス番号：0120-6-19424 ファックス番号：0120-6-94817
水道の不具合	尼崎市水道局 電話番号：06-6375-0002(昼間) 06-6489-7400(夜間及び年末年始)	ファックス番号：06-6375-0124

## 災害用伝言ダイヤル 171 の使い方



### 尼崎市の防災情報

市民の皆さんのお役に立つ防災情報や、防災関係のイベントなどをお知らせしています。

ホームページ

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/amagasaki.bousai>

Twitter [https://twitter.com/ama\\_hajimail](https://twitter.com/ama_hajimail)

LINE@ アカウント名:尼崎市 LINE ID:@amagasaki-city

### 尼崎市防災ネットに登録しましょう

尼崎市防災ネットに登録することにより、携帯版の尼崎市防災情報の閲覧やメールサービスを受けることができます。

LINE@  
QRコード



登録方法

[amagasaki@bosai.net](mailto:amagasaki@bosai.net)

にメール又は

QRコードより

登録



指定避難場所一覧（※網掛けは、津波等一時避難場所にも指定されています。）

地区	番号	名称	住所
中央	1	市立明城小学校	南城内10番地
	2	市立難波小学校	東難波町4丁目3-40
	3	市立難波の梅小学校	東難波町2丁目14-44
	4	市立竹谷小学校	北竹谷町2丁目36
	5	市立成良中学校	西長洲町2丁目33-22
	6	市立中央中学校	東七松町2丁目5-67
	7	市立日新中学校	東七松町2丁目1-44
	8	市立琴ノ浦高等学校	北城内47-1
	9	県立尼崎高等学校	北大物町18-1
	10	市立中央地区会館(注1)	西御園町93-2
小田	11	市立下坂部小学校	下坂部1丁目12-1
	12	市立潮小学校	潮江2丁目2-20
	13	市立長洲小学校	長洲東通3丁目7-1
	14	市立清和小学校	長洲本通1丁目8-1
	15	市立杭瀬小学校	杭瀬北新町2丁目6-1
	16	市立浦風小学校	杭瀬南新町4丁目1-34
	17	市立金楽寺小学校	金楽寺町2丁目3-1
	18	市立浜小学校	浜2丁目21-1
	19	市立小田中学校	西川1丁目11-1
	20	市立小田北中学校	神崎町24-1
	21	市立大成中学校	久々知西町2丁目8-48
	22	県立尼崎小田高等学校	長洲中通2丁目17-46
	23	県立尼崎工業高等学校	長洲中通1丁目13-1
		県立神崎工業高等学校	
24	市立地域総合センター神崎	神崎町14-22	

注1: 中央体育館(サンビック尼崎)が津波等一時避難場所として指定されています。

なお、大火災避難場所や上記以外の津波等一時避難場所については、市の広報誌、ホームページ等でご確認ください。

地区	番号	名称	住所	
大庄	25	市立大庄小学校	大庄中通4丁目43	
	26	市立成文小学校	大島2丁目33-1	
	27	市立成徳小学校	蓬川町311	
	28	市立わかば西小学校	道意町6丁目6-3	
	29	市立大島小学校	稲葉荘2丁目10-7	
	30	市立浜田小学校	浜田町3丁目110	
	31	市立大庄中学校	菜切山町37-1	
	32	市立大庄北中学校	大庄北1丁目8-1	
	33	県立尼崎西高等学校	大島2丁目34-1	
	34	市立地域総合センター今北	西立花町3丁目14-1	
	立花	35	市立立花小学校	栗山町2丁目26-1
		36	市立立花南小学校	三反田町2丁目16-1
		37	市立立花西小学校	南武庫之荘3丁目14-9
		38	市立立花北小学校	栗山町2丁目6-1
39		市立名和小学校	名神町3丁目1-51	
40		市立塚口小学校	塚口町4丁目39-6	
41		市立尼崎北小学校	塚口町6丁目21-1	
42		市立水堂小学校	水堂町1丁目32-8	
43		市立七松小学校	南七松町1丁目4-49	
44		市立立花中学校	上ノ島町3丁目1-1	
45		市立塚口中学校	富松町4丁目31-1	
46		市立尼崎高等学校	上ノ島町1丁目38-1	
47		市立地域総合センター塚口	塚口本町2丁目28-11	
48		県立尼崎北高等学校	塚口町5丁目40-1	
49		市立立花公民館	塚口町3丁目39-7	
50		市立地域総合センター上ノ島本館	南塚口町8丁目7-25	
51		市立地域総合センター水堂本館	水堂町2丁目35-1	

指定避難場所一覧（※網掛けは、津波等一時避難場所にも指定されています。）

地区	番号	名称	住所
武庫	52	市立武庫小学校	武庫元町2丁目25-34
	53	市立武庫南小学校	武庫町4丁目11-1
	54	市立武庫北小学校	常松2丁目14-1
	55	市立武庫東小学校	武庫之荘6丁目15-1
	56	市立武庫庄小学校	武庫之荘本町3丁目21-1
	57	市立武庫の里小学校	武庫の里1丁目4-1
	58	市立武庫中学校	武庫元町2丁目24-30
	59	市立南武庫之荘中学校	南武庫之荘4丁目11-1
	60	市立武庫東中学校	武庫之荘7丁目35-1
	61	市立常陽中学校	西昆陽1丁目26-26
	62	市立地域総合センター南武庫之荘	南武庫之荘11丁目6-15
	63	県立武庫荘総合高等学校	武庫之荘8丁目31-1
	園田	64	市立園田小学校
65		市立園田北小学校	猪名寺2丁目4-1
66		市立園和小学校	東園田町4丁目79
67		市立園和北小学校	田能1丁目7-1
68		市立園田東小学校	東園田町8丁目7
69		市立上坂部小学校	東塚口町1丁目15-36
70		市立小園小学校	若王寺3丁目23-1
71		市立園田南小学校	若王寺1丁目1-1
72		市立園田中学校	食満1丁目1-1
73		市立園田東中学校	東園田町5丁目80
74		市立小園中学校	小中島2丁目12-27
75		市立尼崎双星高等学校	口田中2丁目8-1
76		県立尼崎稲園高等学校	猪名寺3丁目1-1
77		市立園田地区会館	東園田町4丁目12-4
78		園田東会館	戸ノ内町3丁目27-1

なお、大火災避難場所や上記以外の津波等一時避難場所については、市の広報誌、ホームページ等でご確認ください。

福祉避難所一覧

（※網掛けは、津波等一時避難場所にも指定されています。）

地区	番号	名称	住所
中央	1	総合老人福祉センター	東難波町4丁目9-25
	2	長安寮	東難波町4丁目9-27
	3	ほがらか苑	東本町4丁目103-11
小田	4	あまの里	下坂部3丁目2-40
	5	ゆめパラティース	下坂部3丁目3-1
	6	喜楽苑	長洲西通2丁目8-3
	7	アマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1
大庄	8	サンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1
	9	サンホーム大庄西	大島3丁目9-1
立花	10	ロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20
	11	身体障害者福祉センター(注2)	三反田町1丁目1-1
	12	たじかの園	三反田町1丁目1-1
	13	あこや学園	三反田町1丁目1-1
	14	身体障害者デイサービスセンター	七松町3丁目8-8
	15	立花あまの里	水堂町1丁目10-37
武庫	16	サンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16
	17	博寿苑	武庫元町2丁目23-15
園田	18	けま喜楽苑	食満2丁目22-1
	19	園田苑	小中島1丁目1-18
	20	春日苑	田能5丁目10-25

注2:教育・障害福祉センターが津波等一時避難場所として指定されています。

※福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難所で、基本的には最初から利用することはできません。災害発生時は、身の安全を最優先し、まずは、指定避難場所へ避難してください。また、福祉避難所は要配慮者(災害時要援護者)が優先的に利用しますので、一般の方のご利用は控えてください。